

公益財団法人鳥取県造林公社の概要

■ 公社の概要

- 1) 名 称 公益財団法人 鳥取県造林公社
- 2) 設立年月日 昭和 41 年 4 月 13 日 (公益法人: 平成 25 年 4 月 1 日登記)
- 3) 設置根拠 公益法人 (公益法人整備法第44条)
森林整備法人 (分収造林特別措置法第9条)
- 4) 基本財産 出捐金 1, 000 千円 (鳥取県 1, 000 千円)
- 5) 役 員 理事 9 名 評議員 5 名 監事 2 名

■ 目 的 森林資源の造成及び整備を推進することにより、県土の緑化及び自然環境・地球環境の保全並びに水資源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

■ 経営面積 14, 205ha (県内人工林の約 12 %)



市町村別植栽管理面積 (令和 5 年度末)

(単位 : ha)

区分	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ等	合計
鳥取市	1,032	1,649	307	6	2,994
岩美町	119	407	105	3	634
八頭町	513	300	66	1	881
若桜町	166	12	5	0	183
智頭町	235	195	41	0	471
倉吉市	104	177	214	0	495
湯梨浜町	47	99	26	0	171
北栄町	12	12	18	0	41
三朝町	320	764	254	0	1,339
琴浦町	126	210	85	0	421
大山町	146	298	310	3	756
米子市	1	12	0	0	13
南部町	216	400	99	0	715
伯耆町	144	526	266	4	940
江府町	351	398	8	0	758
日野町	393	610	225	5	1,233
日南町	696	1,150	310	5	2,162
計	4,621	7,218	2,340	26	14,205

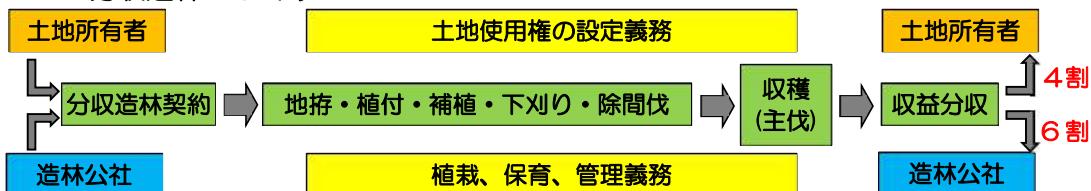
■ 経営改善に向けた更なる取り組み

1) 公社経営の現状

公社は、昭和41年の設立以来、森林所有者では整備が進みがたい森林において分収方式により造林を推進し、県土の保全・水資源のかん養等公益的機能の維持・増進を図るとともに、農山村の振興や雇用の創出、林業事業体の育成等に寄与してきました。

植栽管理面積は令和5年度末現在で142百ヘクタールとなっていますが、造林地は未だ伐採期に至らず収入が得られない中で利用間伐を中心に取り組んでいます。

● 分収造林のしくみ



2) 経営改革プランの策定

近年の木材価格の低迷等により、収入の大幅な減少が見込まれることから、平成14年度以降4回にわたり計画（プラン）の見直しを行い、令和5年2月に見直した、鳥取県造林公社経営改革プラン（H25～R66）及び第2期経営改善計画（R5～14）に基づき分収造林事業に加え、県や市町村からの森林経営管理に係る受託などにも取り組んでいるところです。

経営改善の目標　・令和6年度までに長期収支を均衡させる。

● 鳥取県造林公社経営改革プラン（令和5年2月改訂）

経営改善に向けた主な事業		
分 収 林 整 備 事 業	利用間伐の推進	利用間伐を推進し、木材販売収入の確保を図る。
	契約期間の延長	長伐期施業に対応するため、分収造林契約期間を延長する。 60年間 → 80年間
	更新伐の導入	主伐時に抜き伐りし、立木状態で分収する「更新伐」の導入を進める。
	原木の直送方式	林業専用道の整備を進め原木を加工工場等に直接搬送する「直送方式」を推進する。
	分 収 割 合	分収割合は現行契約の6(公社):4(土地所有者)のままとする。
	主 伐	主伐（皆伐）を円滑に進めるための検討を行う。
森 林 管 理 事 業 等	森林経営管理支援センター受託	県から森林経営管理支援センターの運営を受託する。
	市町村森林管理受託	市町村から森林経営管理受託や市町村行造林地整備の設計監理を受託する。
	その他 森林Jクレジット創出版売	SDGsの推進に向けてJクレジットの積極的な創出と販売を行う。

●公社造林地における利用間伐の推進



プロセッサによる間伐材の枝払い・造材



林業専用道を利用した間伐材の搬出

3) 更新伐について

① 更新伐導入の決定

- ・契約期間満了前に皆伐か更新伐かについては、造林公社と土地所有者が協議して決定する。

② 土地所有者の負担軽減

- ・更新伐では立木状態で分収するため、皆伐と異なり再造林する必要がなく、土地所有者の負担軽減につながる。

更新伐における立木分収のイメージ図

契約満了 10 年前 (70 年生)

間伐・更新伐 (70 年~80 年生)

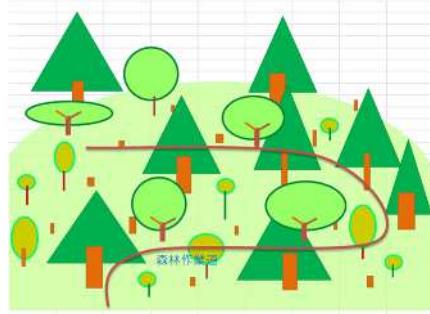
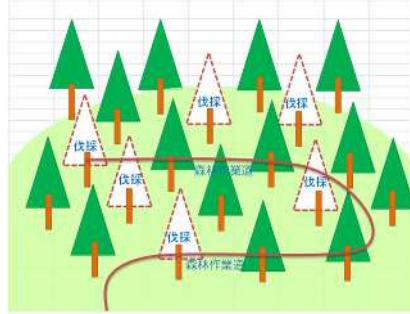
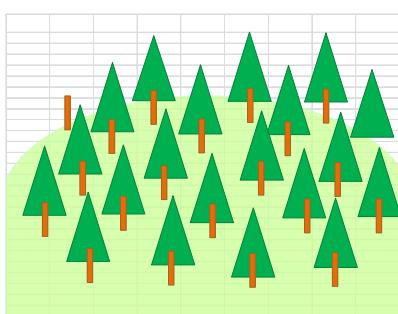
伐採数年後

2回に分けて実施（間伐と更新伐）

1. 契約満了 10 年前に造林公社が立木材積を調査する。
2. 立木材積を分収率（公社 6・土地所有者 4）により立木のまま分収する。

1. 公社 6 割分の立木を、2回（間伐・更新伐）に分けて伐採する。
2. 伐採完了後は、土地所有者 4 割分の立木を土地所有者に分収。

1. 広葉樹が生育し、針広混交林となり、土地所有者による管理はほとんどなし。
2. 適時、土地所有者による立木伐採が可能。



4) 森林管理等の受託について

- ① 市町村行造林地等の調査設計監理等を受託することにより森林の管理水準の向上を図る。
- ② 手入れの行き届いていない森林について、所有者に代わって市町村が公的に森林整備を行う森林経営管理制度の推進を図るために設置された森林経営管理支援センターの運営を鳥取県から受託。制度推進に係る技術的、事務的支援を行うことで制度の推進を図る。

5) J クレジットの創出販売について

利用間伐等の森林整備を進めるなかで生み出される J クレジットの積極的な取得・販売に取り組む。



公社造林地内の林業専用道（鳥取市・福部左近線）

公益財団法人 鳥取県造林公社（森林経営管理支援センター）

〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水4丁目37番地

鳥取県土地改良会館2階

TEL (0857) 30-7077 FAX (0857) 30-7078

ホームページ <https://www.tottori-zourin.or.jp/>



公益財団法人 鳥取県造林公社 西部事務所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

（鳥取県西部総合事務所日野振興センター内）

TEL (0859) 72-1193 FAX (0859) 77-0250